

障支第2071号  
令和6年3月27日

各障害児（者）施設・事業所の長 様

埼玉県福祉部障害者支援課長  
鈴木 淳子（公印省略）

令和6年度福祉・介護職員処遇計画書等の提出について（通知）

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記加算を算定するためには、計画書の提出が必要となります。

つきましては、令和6年4月から加算を算定する場合は、下記のとおり計画書を提出してください。

記

1 提出書類

以下資料のうち、いずれかの処遇改善計画書を提出してください。

○別紙様式2（通常版）

○別紙様式6（小規模事業所用）※<sub>1</sub>

○別紙様式7（加算未算定事業所用）※<sub>2</sub>

※<sub>1</sub> 「別紙様式6」は同一法人内の事業所数が10以下のサービス事業者対象となります。

※<sub>2</sub> 「別紙様式7」は令和6年3月時点で処遇改善加算が未算定で、かつ令和6年6月以降に新加算のⅢ又はⅣを取得する事業所が対象となります。

【ホームページ掲載場所】

「総合トップ」→「健康・福祉」→「障害者（児）福祉」→「障害者福祉施設向け情報」  
→「【障害福祉】福祉・介護職員処遇加算等について」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/siteitetuduki/syougai-syoguukaizen.html>

2 提出期限

令和6年4月15日（月）必着

3 提出方法

以下のURLから電子申請システムに入り、作成したファイル名は以下のとおりとしてください。

[https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=70715](https://apply.e-tumo.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=70715)

（1）施設（事業所）として提出する場合

ファイル名は「【施設（事業所）番号＋施設（事業所）番号】＋処遇改善計画書等」

としてください。

(例) 事業番号が1111234567、事業所名が児童発達支援・放課後等デイサービスちいきせいかつしえんの場合、ファイル名は「1111234567 ちいきせいかつ処遇改善計画書等」としてください(入力可能文字数は25文字です)。

(2) 法人全体で各施設(事業所)をまとめて提出する場合

ファイル名は「法人名処遇改善計画書等」としてください(入力可能文字数は25文字です)。

法人名は可能な限り略称ではなく正式な名称としてください。

## 5 留意事項等

(1) 体制届について

提出時期(予定)は4月15日(月)としますが、提出方法の詳細については、別途ご案内します。

(2) 政令市や中核市などに事業所がある場合について

ア 同一法人で、指定権者が異なる複数の事業所がある場合は、各指定権者への提出が必要です。

イ 提出書類や提出期日、提出先は各指定権者が定めるとおりです。

ウ 加算の対象事業所が基準該当事業所のみで、かつ登録市町村が1市町村のみの法人は、基準該当事業所の登録市町村に届出書を提出してください。

## 6 お問い合わせ先

(1) 厚生労働省コールセンター：050-3733-0230

(2) 県担当

(ア) 社会福祉法人・NPO法人

障害者支援課 施設支援担当 電話：048-830-3314

(イ) 上記(ア)以外の法人(営利法人、一般社団法人等)

障害者支援課 地域生活・医療的ケア児支援担当 電話：048-830-3317